（飼料安全・薬事室及び水産安全室並びに飼料安全専門官、動物医薬品安全専門官、水産安全専門官、水産衛生検査企画官及び国際水産防疫専門官）

第二十二条　畜水産安全管理課に、飼料安全・薬事室及び水産安全室並びに飼料安全専門官二人、動物医薬品安全専門官二人、水産安全専門官一人、水産衛生検査企画官一人及び国際水産防疫専門官一人を置く。

2　飼料安全・薬事室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　畜産物及び水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関することに限り、食品衛生に関することを除く。）。

二　飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（飼料にあっては、畜産局の所掌に属するものを除く。）。

3　飼料安全・薬事室に、室長を置く。

4　水産安全室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び飼料安全・薬事室の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

5～10　（略）

（地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官、知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第三十条　知的財産課に、地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官一人、知的財産専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官二十人、総括審査官二人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

2～9　（略）

10　総括審査官は、命を受けて、前二項の事務を行い、及びこれらの項の事務を総括する。

11～13　（略）

（米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官、企画官、指導官、国際専門官、水田農業高収益化専門官及び米流通調整官）

第三十五条　企画課に、米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官一人、企画官四人、指導官二人、国際専門官一人、水田農業高収益化専門官一人及び米流通調整官一人を置く。

2～7　（略）

8　指導官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関し農産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9～11　（略）

（生産資材対策室並びに生産専門官及び肥料調整官）

第三十七条　技術普及課に、生産資材対策室並びに生産専門官四人及び肥料調整官一人を置く。

2～4　（略）

5　肥料調整官は、肥料の安定的な供給の確保に関する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。

（水産安全室並びに飼料安全専門官、動物医薬品安全専門官、水産安全専門官、水産衛生検査企画官及び国際水産防疫専門官）

第二十二条　畜水産安全管理課に、水産安全室並びに飼料安全専門官二人、動物医薬品安全専門官二人、水産安全専門官一人、水産衛生検査企画官一人及び国際水産防疫専門官一人を置く。

（新設）

2　水産安全室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること並びに飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関することを除く。）。

二　（略）

3～8　（略）

（地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官、知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第三十条　知的財産課に、地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官一人、知的財産専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官二十人、総括審査官一人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

2～9　（略）

10　総括審査官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

11～13　（略）

（米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官、企画官、指導官、国際専門官、水田農業高収益化専門官及び米流通調整官）

第三十五条　企画課に、米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官一人、企画官四人、指導官一人、国際専門官一人、水田農業高収益化専門官一人及び米流通調整官一人を置く。

2～7　（略）

8　指導官は、企画課の所掌事務に関し農産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9～11　（略）

（生産資材対策室及び生産専門官）

第三十七条　技術普及課に、生産資材対策室及び生産専門官五人を置く。

2～4　（略）

（新設）